

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																					
せいとく介護こども福祉専門学校	昭和51年4月1日	野村昌昭	〒064-0811 札幌市中央区南11条西8丁目2番47号 (電話) 011-512-1321																					
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																					
学校法人 成徳学園	昭和39年3月27日	高田研司	〒064-0811 札幌市中央区南11条西8丁目2番47号 (電話) 011-512-1321																					
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																				
教育・社会福祉	教育社会福祉専門課程	介護福祉科	平成6年文部科学省告示第84号	-																				
学科の目的	教育社会福祉との密な連携を通じ、より実践的な職業教育の質と確保に組織的に取り組み、卓越した実務の知識・経験に基づく高度で専門的かつ実践的な知識・技術等を身につけ、教育社会福祉施設に必要な実践的な能力を育成するための専門課程を創設することを目的とする。																							
認定年月日	平成〇年〇月〇日																							
修業年限	昼夜	講義		演習	実習	実験																		
	1,940時間	950時間		540時間	450時間	0																		
2	昼間	950時間		540時間	450時間	0																		
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																			
160人	36	9	5人	18人	23人																			
学期制度	■前期: 4月1日～9月30日 ■後期: 10月1日～3月31日	成績評価		■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 筆記試験(60点以上)、レポート、実技、授業態度																				
長期休み	■学年始: 4月1日～4月2日 ■夏季: 7月22日～8月19日 ■冬季: 12月24日～1月16日 ■学年末: 3月20日～3月31日	卒業・進級条件		教育課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき科目について試験を行い、合格者に対して当該科目の修了認定をし、進級・卒業とする。																				
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 面談(個別・保護者)、居住先訪問、スクールカウンセラーとの面談日の設置	課外活動		■課外活動の種類 手話・バスケットボール・バレーボール ■サークル活動: 有																				
就職等の状況※2	■主な就職先・業界等(令和元年度卒業生) 高齢者施設(特別養護老人ホーム等)・障がい者支援施設等		主な学修成果(資格・検定等)※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和元年度卒業生に関する令和2年5月1日時点の情報)																				
	■就職指導内容 就職ガイダンスを1年次より7回実施。採用試験直前に個別指導。 ■卒業業者数 6人 ■就職希望者数 6人 ■就職者数 6人 ■就職率 100% ■卒業業者に占める就職者の割合 : 100% ■その他 : 100% (令和 元 年度卒業生に関する 令和2年5月1日 時点の情報)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>②</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>レクリエーションインストラクター</td> <td>②</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄</p>			資格・検定名	種	受験者数	合格者数	介護福祉士	②	6	6	レクリエーションインストラクター	②	6	6						
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																					
介護福祉士	②	6	6																					
レクリエーションインストラクター	②	6	6																					
中途退学の現状	■中途退学者 8名 平成31年4月1日時点において、在学者34名(平成31年4月1日入学者を含む) 令和2年3月31日時点において、在学者25名(令和2年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 ・進路変更、身体的理由等 ■中退防止・中退者支援のための取組 クラス担任制、実習・就職のための学力確認試験・基礎学力を含めた補習、個別面談、保護者面談、教育相談日設定、情報共有会議(週2回)		■中退率 13.6%																					
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ・せいとく介護こども福祉専門学校学生費用援助制度(入学後選考・年間授業料最大10,000円免除) ・特待生制度(特Sランク600,000円・Sランク300,000円・Aランク200,000円・Bランク100,000円・Cランク50,000円を納付金より免除、入学前選考、適用人数は入学者の20%以内) ・その他の減免制度としては、介護職員初任者研修優遇制度、母子家庭・父子家庭支援制度、低所得者世帯支援制度などあり ■専門実践教育訓練給付: 給付対象(平成29年度実績0人)																							
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無																							
当該学科のホームページURL	http://www.seitoku-g.ac.jp/																							

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について
①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。
②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。
③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業業者に占める就職者の割合」の定義について
①「卒業業者に占める就職者の割合」とは、全卒業業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。
②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

社会福祉施設及びその他の関係機関との連携を充実させ、情報の共有や社会的ニーズの把握・分析を通して、地域や学校の教育方針をいかした特色ある教育課程の編成や効果的な教育方法の改善・工夫を行い、実践的かつ専門的な職業教育の基盤づくりに努める。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

学校長のもとに位置する常設委員会の一つとして組織され、教育課程編成委員会でのアドバイスや意見などを受けて、教育課程編成の最終決定審議機関である校務会によって現状確認と今後の対策について検討して具現化していくことにより教育の充実を図る。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和2年10月1日現在

名前	所属	任期	種別
福島義典	特別養護老人ホーム みどりの丘 施設長	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	①
瀬戸雅嗣	特別養護老人ホーム 栄和荘 施設長	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
柴野邦子	光星はとポップ保育園 園長	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
角谷毅	札幌わかさ幼稚園 園長	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	③
高島裕美	拓殖大学北海道短期大学 助教	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	②
野村昌昭	せいとく介護こども福祉専門学校 校長	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	
小野千晴	せいとく介護こども福祉専門学校 教諭	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	
五條幸	せいとく介護こども福祉専門学校 教諭	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	
藤田留美	せいとく介護こども福祉専門学校 教諭	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	
中村和恵	せいとく介護こども福祉専門学校 事務長	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

委員会は、原則として年2回以上開催。開催時期は、1回目6月、2回目1月を目安とする。

(開催日時(実績))

第1回 令和元年6月25日 10:00～12:00

第2回 令和2年2月18日 10:00～12:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

新カリキュラムにおいて「コミュニケーション技術演習」の時間数が増えることから、専門分野に求められる人物像として、コミュニケーション能力の育成に注力することが必要であることを再度確認。その他の教科においても、コミュニケーション能力を身につけるための取り組みを意識した授業展開の工夫に取り組む。介護実習では、個別ケアの必要性が求められる観点から、介護過程を展開するための考え方や基礎知識がとても重要である。現在、「介護技術検定」の内容にも「介護過程」の要素を取り入れる等、実践的な「介護過程」の展開を学ぶことができるような取り組みを実施した。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

社会施設現場において、学生が介護を実践的に学ぶために、挨拶など人と接するための基本や、チームワークにおける報告・連絡・相談などの心構えを十分に備え、さらに学習目標を明確に設定したうえで、有意義な実践を行えるよう事前学習を徹底する。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

「介護実習の手引き」により、目標とする介護技術と介護知識を明記。実習施設と、事前打合せ、原則週に1回のカンファレンス時の打合せ等を通して総合的に実習評価をしている。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
介護実習Ⅰ	介護施設における見学や体験を通して、要介護者・介護技術・施設機能を理解し、個別ケアにおいて根拠を踏まえた介護実践をするための基礎を学ぶ。	慈啓会特別養護老人ホーム、西円山敬樹園、札幌こもれびの家、みどりの丘デイサービスセンターほか 合計20施設
介護実習Ⅱ	入所型介護施設における長期の実習を行い、利用者の様々なニーズに対して、機能のある介護実践や個別ケアを学ぶとともに、さまざまな職種との協力のあり方や統一された援助方法について理解を深め、介護職の役割を理解する。	慈啓会特別養護老人ホーム、大友恵愛園、かりぶ・あつべつ、ケアセンター栄町ほか 合計10施設

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

- ・授業力と実践的生活指導力の向上を図るため、資質向上及び専門性を高める研修を実施する。
- ・社会的ニーズを背景に、本校研修規程に基づき、施設等から講師を招いての実務に関する研修や勤務経験年数に応じた職能団体等への研修への参加を実施する。また、職能団体等への研修を参加した場合は、学内で学科の専任教員・非常勤講師に対して研修内容の伝達を行い、授業に関連した領域でグルーピングした教員・非常勤講師間での知識等の共有と確認を行う。
- ・全国介護福祉士養成施設協会等が主催する研修会の参加教員が、全職員に対して伝達講習を行う。
- ・指導法の研修については、「学生の集中力を高め、実感の伴った学びを作る」ことを目指して、担当教員あるいは外部講師による研修を実施。また、すべての科目について学生による授業評価を行い、評価内容を随時授業改善に生かしたり、学生からの評価の高い教員の授業を講師及び非常勤講師が自由参観し、その後の指導法改善のヒントを得るなど等、個々の教員の改善努力に活かせる体制づくりをする。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 令和元年度 全国教職員研修会 令和元年10月24日～25日

(対象: 介護福祉士養成施設教員

内容: 未来社会を創る次世代教育～実践力を高める介護福祉養成～)

② 指導力の修得・向上のための研修等

「学校生活の中で様々な困難を抱える学生との関わりⅠ」令和元年8月19日

(対象: 本校教員 内容: 発達障害・知的障害の基本的な知識)

「学校生活の中で様々な困難を抱える学生との関わりⅡ」令和元年9月9日

(対象: 本校教員 内容: 学生の話の聞き方(カウンセリングマインド))

「学校生活の中で様々な困難を抱える学生との関わりⅢ」令和元年12月24日

(対象: 本校教員 内容: 学生の自己肯定感を高める関わり方)

「困難事例検討会」 令和2年3月23日

(対象: 本校教員)

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 北海道ブロック会 教員研修大会

(対象: 北海道内の介護福祉士養成施設教員 内容: 未定)

② 指導力の修得・向上のための研修等

・授業展開や教授方法等、幅広く教育に関する学びの機会を作る。

・専任教員のニーズについて調査をし、授業や学生指導に活かせるような研修を企画している。

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

本校の教育活動・学校運営等について自己点検・自己評価に基づいて学校関係者評価を実施して、教育活動のさらなる向上と学校運営の改善を進めていくものとする。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	(1) 教育理念・目標
(2) 学校運営	(2) 学校運営
(3) 教育活動	(3) 教育活動
(4) 学修成果	(4) 学修成果
(5) 学生支援	(5) 学生支援
(6) 教育環境	(6) 教育環境
(7) 学生の受入れ募集	(7) 学生の受入れ募集
(8) 財務	(8) 財務
(9) 法令等の遵守	(9) 法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	(10) 社会貢献・地域貢献
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

本校の学校運営や学生指導等を理解していただいた上で、卒業生・入学生アンケート調査や学生自己評価等の客観的なデータより評価をいただいた。それぞれに課題が出てきており、今後はその課題を精査して、さらなる教育環境の整備と安定した学校運営を目指し、次年度以降に反映させていく。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和2年10月1日現在

名前	所属	任期	種別
青木孝志	障害者支援施設 白石かがやき園 施設長	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	企業等委員
岸本隆美	特別養護老人ホーム 青葉のまち 施設長	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	卒業生
柴野邦子	光星はとポツポ保育園 園長	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	企業等委員
瀬戸雅嗣	特別養護老人ホーム 栄和荘 施設長	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	企業等委員
佐藤義昭	北海道文教大学 教授	平成31年4月1日～令和3年3月31日(2年)	学識経験者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)

URL:<http://www.seitoku-g.ac.jp/>

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に沿って、ホームページを中心とした情報公開を行うものとする。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校概要
(2) 各学科等の教育	カリキュラム、在学状況、就職状況
(3) 教職員	教員数、教員研修
(4) キャリア教育・実践的職業教育	就職指導
(5) 様々な教育活動・教育環境	キャンパスライフ・課外活動・年間行事・施設設備
(6) 学生の生活支援	教育相談・居住先訪問
(7) 学生納付金・修学支援	学費サポート制度・奨学金制度
(8) 学校の財務	資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表
(9) 学校評価	学校関係者評価
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ)

URL: <http://www.seitoku-g.ac.jp/>

授業科目等の概要

(教育社会福祉専門課程こども福祉科) 令和2年度															
分類	授業科目名			授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
								講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
必修	選択必修	自由選択													
1	○		人間の尊厳と自立Ⅰ	人間の尊厳とは何かを十分理解し人との関係で必要な倫理観を醸成し介護実践にそれを活かしていく力を養う。	1後	15	1	○			○			○	
2	○		人間の尊厳と自立Ⅱ	1 介護のための人間理解を進める。 2 介護における自立支援の方途を考える。	2前	15	1	○			○			○	
3	○		コミュニケーション概論（人間関係とコミュニケーション）	1 介護者に求められるコミュニケーションの基礎的な能力を養う。 2 他者を理解するために、自分の価値観と多様な価値観について理解を深める。 3 コミュニケーションの知識や技術がなぜ介護の現場で求められるかを理解し、多様なコミュニケーションの実際を学ぶ。 コミュニケーションの知識や技術がなぜ介護の現場で求められるかを理解し、多様なコミュニケーションの実際を学ぶ。	1前	30	2	○			○		○		
4	○		社会の理解（家族福祉論）	1 現代日本の実状を、自分の家庭をモデルに理解する。 2 家族の役割と意義について、例題を通して理解する。 3 自分がこれから築いていく家庭と家族について考える。	2後	15	1	○			○			○	
5	○		社会の理解（地域福祉論）	地域福祉とは何かという基礎概念を理解し、関係する各種理念・概念・理論について理解する。また、地域福祉という概念の発展過程について、国内外の歴史と共に理解を深める。その上で、地域福祉に関係する法制度、技術、ヒト、モノなどが、具体的なサービス提供過程において、どのような形で関与しているかについて理解する。	2前	15	1	○			○			○	
6	○		社会の理解（社会学概論）	テキストの流れにそって、はじめに個人の人生・生活に着目し、それから個人を取り巻く社会、家族、地域社会、さまざまなネットワーク・組織といったテーマに徐々に考察の射程を拡げてゆく。それぞれのテーマについて、その定義や構造、成立における歴史的背景をおさえるとともに、学生のみなさんにとっても身近であろう歴史的な問題について、社会学的な視点で考察してゆく。	1後	15	1	○			○			○	

7	○		社会の理解 (社会保障論)	各領域の社会保障制度の取り組みについて取り上げ、どのように行われているか学ぶ。また社会保障に関する報道等にも関心を向け、国民の意識についても考える。	2 後	15	1	○			○	○		
8	○		社会の理解 (高齢者福祉論)	「社会の高齢化」「個人の高齢化」について、理解を深める。一般に望ましくないものとして語られることが多い『高齢化』という現象を一面的にとらえるのではなく、メリット・デメリットを併せて考えることができるようにする。また、各種法制度についても制度の概要のみならず成立背景などを知り、多面的に考察するための基礎を身につける。	1 前	15	1	○			○	○		
9	○		社会の理解 (介護保険法)	介護保険という制度が創設されるに至った当時の社会背景と、介護保険制度に求められた目的について、隣接諸領域の社会状況と併せて理解する。介護保険では、どのような者が対象となり、どのような方法によって、どのような手続きを踏む事で、どのような財政構造に基づき制度が展開されるのか、総合的な理解を図る。また、具体的サービス提供過程においては、どのような組織や専門職が関わっているかについて学ぶ。	1 前	15	1	○			○	○		
10	○		社会の理解 (障害者の自立を支える制度)	障害者総合支援法の内容のほとんどが、現行の「障害者自立法」である。さまざまな課題や問題が指摘されていた障害者自立支援法ですが、「自立」を支える制度としては必要な制度である。授業を通して、制度の問題点から浮かびあがった障害者の地域生活と自立について、考えることができるようになる。	2 前	15	1	○			○	○		
11	○		社会の理解 (介護実践に関する諸制度)	障害者の権利を保障するための制度の種類や内容を学び、介護実践の場面で権利を保護するための制度はどのように活用されているかを理解できるようになること。また、介護職に求められる権利保護の視点について学ぶ。	2 前	15	1	○			○	○		
12	○		法学	1 法の成立過程を民主的手続きについての知識を踏まえながら学ぶ。2 憲法の基本理念について、具体的事例を通して学ぶ。3 民法規定の概要を知り、法律を元に具体的な判断がどのように行われるのかを学ぶ。4 労働関係の方規定を知り、働くにあたってのルールや労働者の権利を学ぶ。5 福祉現場における人権擁護について学ぶ。	1 前	30	2	○			○	○		
13	○		経済学	経済について知り考えるために必要な考え方やツールを学ぶ。また、経済学的な考え方を習得してもらうために、その他の話題にも触れる。経済学の考え方は単純だがとても多くの問題を考えることができる。お金にまつわることだけでなく、人間や企業、政府の行動、そしてそれらの相互作用について考えることができる。それを新聞やニュース等の最近の話題について考え理解し、適切な行動を選べるように学習する。	2 前	30	2	○			○		○	

14	○		介護の基本 (介護概論 I)	介護の歴史や諸外国との比較、介護を必要とする人の生活を学び、生活や自立とは何か改めて考え直し、介護福祉士の役割や倫理について学ぶ。	1 前	60	4	○			○		○		
15	○		介護の基本 (介護概論 II)	介護を実践するものは、基本的人権の尊重・尊厳などを理解した倫理を求められる。介護技術が単なる技法ではなく、利用する人にとって何が幸せにつながるのか、その多様性を考えられるようにする。また、介護を提供する人は利用する人を守るだけでなく、自分自身を守る必要がある。介護におけるリスクと安全の確保ができるようになることを学習する。	2 前	30	2	○			○		○		
16	○		介護の基本 (リハビリ テーション I)	リハビリテーションの理念や関連職種・流れなどの概要及び、代表的疾患のリハビリテーションについて学ぶ。さらに、リハビリテーション的な視点をどのように介護に活かしていくか、自立支援につながる介護とは何かを学習する。	1 後	15	1	○			○				○
17	○		介護の基本 (家政学概 論)	・家族と家庭生活、家庭経済と消費生活、食生活と栄養、食中毒とその予防などを学習し、身近な家庭生活から介護を必要とする人の生活を考える。・障害者が日常生活においてどのようなバリアーの中で暮らしているかを実際に体験する中で学ぶ。	1 前	30	2	○			○				○
18	○		介護の基本 (生活文化 論)	高齢者や日本人が大切にしてきた「しきたりや文化の再認識を通して、その人らしさとその人の生活を大切にすることが求められる介護について考えるきっかけとなる授業を行う。また、その人らしい「生活」を提供するために、介護者として知っておいてほしい行事や習わし、そしてマナーについてはどうしたら良いか授業を通し、考察できるように、身近な生活習慣やならわしについて紹介されたものを理解する。	2 後	15	1	○			○				○
19	○		介護の基本 (レクリエー ションI)	福祉にかかわる中で、基本的な考え方や現場を意識した演習を通して、レクリエーション支援のあり方について学ぶ。	1 前	30	2	○			○			○	
20	○		コミュニケー ション技術演 習I	介護福祉士として現場に出た際に、必要となるコミュニケーション技術を講義で理解したうえで、演習する。	1 後	30	2	○			○			○	
21	○	時間	コミュニケー ション技術演 習II	介護実践においてさまざまな特性をもつ利用者やその家族と信頼関係を構築できるように、またチームのコミュニケーションの重要性を理解し、それぞれの場面における適切なコミュニケーション技術をロールプレイを通して習得する。さらに、介護実践において重要とされる記録物の意義、書き方、取り扱い方を理解し、介護実践に役立てる。	2 前	30	2	○			○				○
22	○		生活支援技術 (住環境整備 の視点)	バリアフリーなどに関する基本的な知識を身につけるとともに、福祉現場の実情に対応する人間力を目指す。そして、模範回答のない問題に対しても考える力を身につけることを目指す。	2 前	15	1	○			○				○

23	○		生活支援技術 (入浴・清潔・身支度の介護)	人が生きていく上で、身支度を整えることはかかすことはできない。では、身支度とは何か。介護福祉士として、どのような視点を持ち、どのような介護を行うことが求められているのか、その人らしさということをも身支度から学ぶ。	1前	30	2		○	○	○								
24	○		生活支援技術 (移動Ⅰ)	その人らしい生活を支えるための移動とは何か、単に「動く」ということではない、生活の一部であることを理解して、介護福祉士としてどのような視点で考え、何が求められているかを学ぶ。	1前	30	2		○	○	○								
25	○		生活支援技術 (移動Ⅱ)	生活範囲の拡大が図られたり他者との交流が制限される移動において、どのようなことが自立につながるのかを考えられ、実践するための選択肢を複数検討できるようにするための学びをする。安全で気兼ねなく移動でき、利用者の状態・状況に応じた介護の留意点が理解できるようになることを目指す。	2後	15	1		○	○	○								
26	○		生活支援技術 (食事Ⅰ)	1 食事の意義と目的について理解し栄養と食事の基礎知識について学習する。 2 ICFの視点から利用者の状態に合わせた適切な食事介護方法について学ぶ。 3 「おいしく食べることを支える介護の工夫や、環境づくり、好みへの配慮、調理の工夫、福祉用具・自助具の活用について学び演習する。	1前	15	1		○	○	○								
27	○		生活支援技術 (食事Ⅱ)	1 実習体験を基に健康の維持・増進のための食事の意義と目的について学習し介護を必要とする利用者の食生活について考える。 2 栄養と食事の基礎知識について学習するとともに、特に、身体機能低下や咀嚼・嚥下障害、感覚障害、認知障害等の食事介護を必要とする利用者の状態に応じた適切な食事介助の技法を演習でシミュレーションしながら学習する。	2後	15	1		○	○	○								
28	○		生活支援技術 (排泄Ⅰ)	排泄の基礎的知識と技術を理解していくとともに、「生活」と「排泄」がどのように関わっていくかをグループワークや実技を中心に学習する。	1前	15	1		○	○	○								
29	○		生活支援技術 (排泄Ⅱ)	排泄Ⅰで習得した破壊に関する基礎知識を生かし、より個別的で自立に向けた援助ができるように演習を通して学びを進め、介護現場で実践できる技術を身につける。また、排泄介助の方法を学ぶだけでなく、援助が必要な人の社会生活全体にも目を向け、介護過程を意識できるよう学習を展開していく。	2前	15	1		○	○	○								
30	○		生活支援技術 (家政Ⅰ)	「人は一日に何を(食品・栄養素)、どのくらい(摂取量・摂取エネルギー)食べればよいのか」それを「献立」として具体化できることを目指す。	1通	30	2		○	○	○								

31	○		生活支援技術 (家政Ⅱ)	1 基礎縫いを通して、各種用具の安全な取り扱い方や適切な被服管理方法や技術を習得し、応用作品を製作することによって、個性を生かしたデザインや機能性の学習をする。 2 咀嚼・嚥下障害など、身体の機能について学習し、介護を必要とする人に対し、適切な調理形態、栄養について理解を深める。	2 通	30	2		○	○	○							
32	○		生活支援技術 (睡眠)	睡眠の仕組みについて学び、その人らしさを支える介護とは何かを理解したうえで、利用者の睡眠状態をアセスメントし、安眠できる環境を提供できるよう知識を身につける。	1 前	15	1		○	○	○							
33	○		生活支援技術 (障害者ケア)	講義・演習・当事者から直接話を聞く機会を交えながら、身体面のみではなくその背景にあることを含めて支援について考えていく 肢体不自由の原因疾病を理解したうえで、肢体不自由のある人の生活を事例から学ぶ。当事者のみではなく、家族を含めた周囲の環境に配慮する視点も習得する機会とする。当事者の持つ力を引き出す関わりを考える。	1 後	15	1		○	○	○							
34	○		生活支援技術 (終末期ケア)	死について変化や現状を理解するとともに、自分の中の死生観について触れる時間をもつ。高齢者の看取りの場として在宅と介護施設での考え方について実例をもとに理解する。がん末期のホスピスケアの実際と現状について学習する。	2 後	15	1		○	○	○							
35	○		生活支援技術 (リハビリテーションⅡ)	1 障害別（認知症・パーキンソン病・骨折・ロコモ症候群）に、その疾患と障害とリハビリテーションを学習する。 2 転倒の機序を学習し、転倒予防へのリハビリテーション的視点を学習する。	2 前	15	1		○	○	○							
36	○		生活支援技術 総合Ⅰ	1. 根拠に基づく介護を自ら調べ、考える力をつける。 2. 利用者の状態を体験し、気づきのある介護ができる。 3. 介護の技術だけでなく、対象者を主とした実践力。応用力を養う。	1 後	15	1		○	○	○							
37	○		生活支援技術 総合Ⅱ	事例を基にした介護技術の展開を行う中で、あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を振り返り、利用者・家族の立場に立った介護実践の根拠を検討する。	2 後	15	1		○	○	○							
38	○		介護過程Ⅰ	・利用者の状態を正しく理解するための観察方法、アセスメントのポイントを学ぶ。 ・QOLとは何かを学ぶ。 ・介護行為の根拠がどのような視点の上実践されているのか学ぶ。	1 通	75	5	○		○	○							

46	○		こころとからだのしくみⅠ	<p>1 人体の構造と生理機能を理解し、介護の根拠となる基礎知識を習得する。</p> <p>2 バイタルサインとしての生命兆候の意味を理解し、正確な測定方法を習得する。</p> <p>3 活動に関する身体機能を理解し、活動低下による心身の機能変化とケア方法を学習する。(到達目標として)からだところのメカニズムを知り、介護の根拠を考え、適切な行動がとれる介護福祉士を目指す。</p>	1 前	30	2	○			○	○		
47	○		こころとからだのしくみⅡ	<p>介護の基礎となる根拠を学ぶ教科である。からだのメカニズムから、自分の健康のための生活のあり方を考え、介護を必要とする人がより健康的に安全に、生活を継続するための知識を習得する。</p>	2 前	30	2	○			○	○		
48	○		発達と老化の理解(人間発達学)	<p>人間は障害にわたって発達し続ける存在であること。介護福祉士として接する利用者は一人一人が人間として豊かに発達していくことが可能であること。介護福祉士として尊厳ある生活を支援していく立場として生理的発達と心理的葉龍、環境が及ぼす影響等を理解し、老年期の高齢者との関わり方、保健医療職等チームとしての関わり方、連携のとり方を学習する。</p>	1 前	30	2	○			○		○	
49	○		発達と老化の理解(老齡健康論Ⅰ)	<p>1 発達の観点から老化を理解する。</p> <p>2 老化に伴う心身の特徴と、高齢者に多くみられる疾患に関する基礎知識を学習する。</p> <p>3 高齢者の生活上の留意点について学習し、援助の基本的考え方について学習する。</p>	1 後	15	1	○			○		○	
50	○		発達と老化の理解(老齡健康論Ⅱ)	<p>老年期に多い症状や疾患について学習し、日常生活への影響および留意点について考えていく。また、高齢者の介護・援助を行うための基本的な知識を習得する。</p>	2 前	15	1	○			○		○	
51	○		認知症の理解Ⅰ	<p>認知症ケアの現状を理解し、目指すケアの方向性を明確にもつことができるように基本的な事項について学ぶ。基本的な事項として、認知症の症状・診断・治療・予防などの医学的基礎知識、認知機能が障害された人の心理や生活の理解、BPSDの理解とかかわり方、本人に残された生活機能のアセスメントと対象の合わせたケア、本人に安心と満足をもってもらい信頼を構築するためのコミュニケーションなどについて学び認知症の人が自分らしく生きるための支援を考える。</p>	1 前	30	2	○			○		○	
52	○		認知症の理解Ⅱ	<p>高齢化が進み、医療・福祉の現場(病院や施設)は勿論のこと地域で生活している高齢者を含め、認知症の人が多く見られる現在、ケアに関わるものとして、認知症の正しい理解が不可欠である。認知症について広く学ぶことによって、実習の原板で安心・安全のもと関わる体験ができるよう、また、専門職としての知識が豊かになり目の就職に自信が持てる。</p>	2 前	30	2	○			○		○	

53	○		障害者の理解 (障害者福祉 総論)	1 介護福祉士に求められ障害者福祉の理念について理解する。 2 障害者福祉の歴史と制度について学ぶ。 3 障害者の生活とその生活を支える制度について、権利養護や自立についても学習する。	1 前	15	1	○		○		○
54	○		障害者の理解 (障害者福祉 各論Ⅰ)	心身の様々な障害が、生活にどのように支障をきたしているかを理解し、その人らしく生活していくために必要な支援について学ぶ。家族・専門職・地域のネットワークにつなげ積極的に社会資源を活用し、可能な限り自立し、生きがいをもてる生活が送れるようにするため、介護福祉士が果たす役割について学ぶ。	1 後	15	1	○		○		○
55	○		障害者の理解 (障害者福祉 各論Ⅱ)	1 障害のある人の心理や身体の機能に関する基礎的な知識を習得する。 2 障害をもちながらも自立した生活を継続するための介護の視点を理解する。 3 障害によって必要な医学的なケアの理解と介護福祉士として支援のあり方や多職種との連携の必要性を理解する。 4 介護している家族も含めた支援の重要性を理解する。また、地域における社会資源の活用方法を理解する。	2 前	30	2	○		○		○
56	○		医療的ケアⅠ	介護福祉士が医療的ケアを行う意義と目的を理解し、安全に実施するための基本的知識です。医療倫理、医療行為に関する法律、医療と介護の連携の重要性について理解し、医療的ケア実施にともなうリスクマネジメント、感染予防に関する正しい知識を身につける。	1 後	20	1	○		○		○
57	○		医療的ケアⅡ	介護福祉士が医療的ケアを行う意義と目的を理解し、安全に実施するための必要な知識・技術を学ぶ。実施にあたっては、医療的ケアの必要な人の心身の状態を理解し、観察力と報告、医療職との連携についても学ぶ。	2 後	60	3	○		○		○
58	○		医療的ケア演習	介護福祉士が医療的ケアを実施するための必要な知識を学び、シュミレーターを利用し一人で確実にできる技術の習得を目的とする。また、演習を繰り返し行い、緊急時の対応が具体的に実施できるようになることを目指す。	2 後	60	3	○		○		○
合計				58科目	1940単位時間(117単位)							

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
		1学年の学期区分	前期・後期
		1学期の授業期間	20週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。